特集Ⅱ

NISA制度の 抜本的拡充·恒久化

CFP®:海老沼建

	—— 目
1 改正の背景	_
2 改正前の制度の概要	····· 52
(1) 改正前の全体像	
(2) つみたてNISA	
(3) 一般NISA ······	
(4) ジュニアNISA	
3 改正後の概要・影響	
(1) 改正後の全体像	53

次 -(2) つみたて投資枠54

- (3) 成長投資枠55
- 4 改正に関する留意点とその他論点 …… 55
 - (1) 現行制度の非課税措置に係る留意
 - (2) 貯蓄から投資へのシフトを大胆・ 抜本的に進める観点から所要の措置・56
 - (3) 資産所得倍増に向けた今後の展望 56

改正の背景

「資産所得倍増プラン」実現に向けて、 令和5年度税制改正大綱では、NISA制度 の抜本的拡充・恒久化が明記され、非課税 口座内の少額上場株式等に係る配当所得及 び譲渡所得等の非課税措置(以下「NISA」 という。)が抜本的拡充・恒久化されるこ とが明らかになった。今回の税制改正によ り、2024年1月以降、非課税累積投資契約 に係る、配当所得及び譲渡所得等の非課税 措置(以下「つみたてNISA」という。)は、 特定累積投資勘定(仮称)(以下「つみた て投資枠」という。)として拡充され、非 課税上場株式等管理契約に係る、配当所得

及び譲渡所得等の非課税措置(以下「一般 NISA という。) は、特定非課税管理勘定 (仮称)(以下「成長投資枠」という。)に 役割が引き継がれる。また、未成年口座内 の少額上場株式等に係る、配当所得及び譲 渡所得等の非課税措置(以下「ジュニア NISA | という。) は、延長されず、2023年 12月31日で終了する。

NISA制度改正の背景を読み解く上では、 2022年6月7日に閣議決定された「新しい 資本主義のグランドデザイン及び実行計画 ~人・技術・スタートアップへの投資の実 現~」で重点施策として盛り込まれた「資 産所得倍増プラン一がポイントになる。 「資産所得倍増プラン」では、日本国の個

人金融資産約2.000兆円のうち、その半分 以上が預金・現金で保有されているために、 米国、英国と比較して、20年間における家 計金融資産の増加率が低いことが挙げられ ている。そのため、家計金融資産の伸びが 低調である現状を打破し、日本国民の資産 所得の倍増に向けた「貯蓄から投資へ」を

加速するべく、NISA制度の抜本的拡充・ 恒久化は重要施策として位置づけられてい る*1。図表1にあるように、改正前後で 比較しても、制度の恒久化、年間投資枠の 拡大、非課税限度額の拡大とインパクトが 非常に大きい改正となっている。

拡充 現行制度 改正後 「つみたてNISA」 「一般NISA I 「ジュニアNISAI 「つみたて投資枠」 「成長投資枠」 可能 年40万円 年120万円 年80万円 年120万円 年240万円 投資期間は20年 投資期間は5年 投資期間は5年 積立・分散投資 株式や投資信託 に適した一定の で800万円 で600万円 で400万円 など 投資信託 積立:分散投資 株式や投資信託 株式や投資信託 に適した一定の 投資信託 生涯非課税限度額1,800万円※ (成長投資枠は、1,200万円が上限)

図表 1 改正前後の概要

※ 生涯非課税限度額は取得対価の額の合計額で判定を行うため、口座内で売却を行った場合には再投資(枠の再利用)が可能になる。

改正前の制度の概要

(1) 改正前の全体像

NISAは、少額投資非課税制度の呼称で、 NISA口座で購入した上場株式・公募株式 投資信託等の売却益・配当金・分配金等が 非課税になる制度である。現行のNISA制

度は、図表2のとおり、つみたてNISA、 一般NISA、ジュニアNISAの3種類存在し、 非課税保有期間、年間投資枠、対象商品等 が種類ごとに異なっている。また、つみた てNISAと一般NISAは、同一年内で、い ずれかを選択する必要があり、併用できな いのが特徴である*2。

^{*&}lt;sup>1</sup> NISA改正に向けたマクロ経済と家計からの視点の詳細として、本誌2022年10月号 宮本佐知子「岸田政権の「資産所得倍 増プラン」とNISA | 参照

^{*2} 現行制度の利用状況の詳細として、本誌2019年夏号 宮本佐知子「NISAの現状と今後の課題」参照

項目	つみたてNISA	一般NISA	ジュニアNISA
投資可能期間	2042年まで	2028年まで	2023年まで
非課税保有期間	20年間	5 年間	5 年間
年間投資枠	40万円	120万円	80万円
非課税限度額	800万円	600万円	400万円
対象商品	長期の積立・分散投資 に適した株式投資信託	上場株式、ETF、REIT、 株式投資信託等	上場株式、ETF、REIT、 株式投資信託等
買付方法	積立のみ	制限なし	制限なし
対象年齢	18歳※以上	18歳※以上	18歳※未満

図表 2 現行NISA制度の比較

※2022年12月までは、民法改正前の20歳が適用される。

(出所) 金融庁「令和5 (2023) 年度税制改正要望について | 4 頁を基に作成

(2) つみたてNISA

つみたてNISAは、年間投資枠が40万円、 20年間で最大800万円の投資が可能であり、 非課税で保有できる期間は最長20年である。 対象商品は、届出制になっており、法令等 の要件を満たした公募株式投資信託等のみ となっている。具体的には一定の指数に連 動するもののほか、手数料や信託期間、純 資産額等について、法令等の要件を満たし た商品になる。対象商品が制限されている 背景には、長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託のみを投資可能にすること がある。また、買付方法も積立に限定され ている。

(3) 一般NISA

一般NISAは、年間投資枠が120万円で、 5年間で最大600万円の投資が可能であり、 非課税で保有できる期間は最長5年である。 対象商品は、上場株式や公募株式投資信託 等であり、具体的には、上場株式、ETF、 REIT、ETN、公募株式投資信託等である。 つみたてNISAよりも対象商品の選択肢が 広くなっており、買付方法も、積立に限定 されていないため、つみたてNISAと比較 すると自由度が高い制度になっている。

(4) ジュニアNISA

ジュニアNISAは、年間投資枠が80万円、 5年間で最大400万円の投資が可能であり、 非課税で保有できる期間は最長5年である。 対象商品は、一般NISAと同様で、上場株 式や公募株式投資信託等となっている。最 大の特徴は、対象年齢が18歳未満であると ころで、口座は未成年者が開設するが、受 発注等は親権者又は親権者の代理人が行う ことになる。税制改正により、ジュニア NISAに置き換わる制度は存在しなくなり、 令和5年12月31日で現行の制度が終了する。

(1) 改正後の全体像

今後のNISA制度では、若年期から高齢 期に至るまで、長期・積立・分散等による

継続的な資産運用を行えるよう、制度が恒久化されて、非課税期間も無期限となる中で、つみたて投資枠と同時に成長投資枠が設けられ、つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能となる。このつみたて投資枠の年間投資枠は、現行のつみたてNISAの金額の3倍である120万円に、成長投資枠の年間投資枠は、現行の一般NISAの金額の2倍である240万円にそれぞれ拡充される。非課税限度額については、恒久化に伴い生涯非課税限度額として整理がなされており、その上限金額が1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円まで)と大幅に引き上げら

れている。この生涯非課税限度額は、取得対価の合計額で判定を行うため、口座内で売却を行った場合には、再投資が可能になる*³。また、つみたて投資枠と成長投資枠で共に、現行制度と同様、譲渡益、配当金等が非課税になる一方で、譲渡損が生じた際には、NISA口座以外で発生した譲渡益とは損益通算ができないため留意が必要である。

なお、令和2年度税制改正の大綱で盛り 込まれた特定非課税累積投資契約(仮称) に係る非課税措置は、立ち消えとなり、今 年度の税制改正の内容へ移行される。

項目	つみたて投資枠	成長投資枠	
投資可能期間	期限なし	期限なし	
非課税保有期間	期限なし	期限なし	
年間投資枠	120万円	240万円	
生涯非課税限度額	1,800万円 (うち成長投資枠は、1,200万円まで)		
対象商品	公募等株式投資信託(長期の積 立・分散投資に適した株式投資 信託※1)	特定上場株式等(上場株式投資 信託等など)※ 2	
買付方法	積立のみ	制限なし	
対象年齢	18歳以上	18歳以上	

図表3 改正後のNISA制度の比較

(2) つみたて投資枠

つみたて投資枠は、つみたてNISAの後継ともいえる制度で、対象商品は長期の積立・分散投資に適した株式投資信託のみで、 買付方法も積立に限定されている。年間投 資枠は、120万円で、生涯非課税限度額は 1,800万円である。仮に成長投資枠を活用 せずにつみたて投資枠で、120万円を毎年 買い付けて保有し続けた場合、15年(1,800 万円÷120万円)で生涯非課税限度額に達

^{※1} 現行のつみたてNISAに受け入れることができる公募等株式投資信託のみ。

^{※2} 上場している取引所から整理銘柄として指定されているものや投資信託約款等において一定のデリバティブ取引に係る 権利に対する投資として運用を行うこととされているものは除く。

^{*3} 令和5年度税制改正大綱の記載ぶりでは、生涯非課税限度額の計算における再投資については読み解けるが、その年のつみたて投資枠と成長投資枠における再投資については読み解けない見解があるため、今後開示される法令条文の確認が必要である。

する計算になる。さらに、このつみたて投 資枠は、買付方法が、積立に限定されてい るため、生涯非課税限度額である1.800万 円に到達するには毎月の積立額を上限の10 万円とした場合でも15年間積み立てる必要 がある。

令和5年度税制改正大綱24頁では、「当 該特定累積投資勘定(仮称)には、現行の 累積投資勘定に受け入れることができる公 募等株式投資信託の受益権のうち、次に掲 げる公募等株式投資信託の受益権のみを受 け入れること。|との記載があるが、現行 の累積投資勘定は、つみたてNISAを指し ている。言い換えれば、つみたてNISAで 投資が可能な商品のみが、つみたて投資枠 で投資可能になるため、投資対象をたくさ んの商品の中から選択することやタイミン グを見ながら投資を行うことに抵抗がある 場合は、長期積立投資が基本であり、商品 の選択肢が絞られているつみたて投資枠の 活用が推奨できる。

また、日本証券業協会「NISA口座開設・ 利用状況調査結果(2022年9月30日現在) について」2頁によると、2022年9月末の つみたてNISA口座開設者における投資未 経験者の割合は、89.1% (一般NISAは49.3 %)と大半を占めているため、つみたて投 資枠も投資未経験者に支持されるのではと 考えられる。

(3) 成長投資枠

成長投資枠は、一般NISAの後継といえ る制度で、買付方法に制限がなく、対象商 品も特定上場株式等と、つみたて投資枠よ りも範囲が広くなっている。年間投資枠は、 240万円で、成長投資枠の生涯非課税限度

額は1,200万円となっている。仮に、つみ たて投資枠を活用せずに、成長投資枠で 240万円を毎年買い付けて保有し続けた場 合、5年(1.200万円÷240万円)で成長投 資枠の非課税限度額に達する計算になる。

つみたて投資枠と比較すると商品、買付 方法に自由度がある設計のため、上場株式 を含めた幅広い商品の中から、投資対象を 自ら選択し、好きなタイミングで投資を行 いたい場合は、成長投資枠の活用が推奨で きる。

令和5年度税制改正大綱25頁の注書きで、 成長投資枠で買い付けることができる特定 上場株式等は、「その上場株式等を上場し ている取引所から整理銘柄として指定され ているものその他の内閣総理大臣が財務大 臣と協議して定めるもの及びその投資信託 約款等において一定のデリバティブ取引に 係る権利に対する投資として運用を行うこ ととされていることその他の内閣総理大臣 が財務大臣と協議して定める事項が定めら れているものに該当しない上場株式等」と 定義がされていることに留意が必要である。 すなわち、成長投資枠を投機色の強い運用 として活用されないように制限が入れられ ており、高レバレッジ投資信託等の商品等 は投資対象から除外されることから、一般 NISAで投資可能だった商品も成長投資枠 では投資不可になる商品が存在する点には 留意が必要である。

改正に関する留意点とその他論 点

(1) 現行制度の非課税措置に係る留意点

今回の改正により、一般NISAとつみた てNISAの投資可能期間は、2023年12月31 日までとなる。2023年に一般NISAで金融 商品を買い付けた場合、2027年までは非課 税期間が継続するが、新制度の非課税限度 額とは外枠で継続する。

この点は、令和5年度税制改正大綱4頁で「非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の外枠で、現行の取扱いを継続する。」と明記されていて、つみたて投資枠と成長投資枠を合算した生涯非課税限度額1,800万円に一般NISA、つみたてNISAの投資金額は合算されないとの整理がなされている。

また、ジュニアNISAについては、「原則として当該非課税管理勘定に係る上場株式等は当該継続管理勘定に移管されることとする。」とあり、非課税保有期間が終了した商品は、18歳に達するまで非課税期間が延長されることになる。

(2) 貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める観点から所要の措置

2022年11月25日に開催された第3回資産 所得倍増分科会において、「資産所得倍増 プラン」のとりまとめが行われており、雇 用者に対する資産形成の促進強化も柱の一 つとして掲げられている。

上記のような流れを受けて、令和5年度 税制改正大綱では、「法人が使用人に対し て支給するつみたてNISA奨励金で所得税 法の給与等に該当するものは給与等の支給 額が増加した場合の税額控除制度の対象と なる給与等に該当することを明確化する (所得税についても同様とする)。」と明記 されており、職場を通じた資産形成の促進 を後押しする内容が盛り込まれている。具体的には、金融庁の税制改正要望で提言されていたとおり、賃上げ税制の枠組みの中で整備されることを、今後の法令条文において確認する必要がある。

また、金融庁の税制改正要望では、資産 形成促進に関する費用に係る法人税の税額 控除の導入も要望として挙げられており、 具体的には、企業が行う金融経済教育に関 する費用等の資産形成促進に関する費用に 一定割合を乗じた金額を法人税から税額控 除にすることが提言されている。今後も勤 労者が資産形成を開始するきっかけを、身 近な場で得ることができるように、事業者 による職場環境の整備を促進する施策が後 押しされるような改正が行われることに期 待したい。

(3) 資産所得倍増に向けた今後の展望

岸田内閣総理大臣は第3回資産所得倍増 分科会で、「家計の資産所得の倍増を図る ため、今後5年間で、NISAの口座数を現 在の1,700万口座から、3,400万口座に倍増、 NISAの買付額についても、現在の28兆円 から、56兆円に倍増を目指す。」とメッセ ージを送っている。原点を辿るとNISAは、 英国におけるIndividual Savings Account (以下「ISA」という。)をモデルに創設が 実現した制度である。今回の改正により、 NISAの年間投資上限額は360万円になる が、本家であるISAの年間投資上限額2万 £(約320万円*⁴)を上回る金額で、日本 証券業協会が「中間層の資産所得拡大に向 けて〜資産所得倍増プランへの提言〜概

^{*4 1£=160}円で計算している。

要 | 3頁で例示した非課税投資枠上限額で ある300万円をも上回る。年間投資上限額 の大幅な引き上げ以外にも、制度が恒久化 され、投資枠の再利用が可能となり、また、 NISA奨励金が税額控除の対象になるなど、 今回のNISA改正は、「資産所得倍増プラ ン | 実現へ向けての岸田内閣総理大臣の 「本気度」を強く感じる内容である。

令和5年度改正以降にさらなる改正が進 むかは未知数であるが、「資産所得倍増プ ラン」は指針の1つであり、「資産所得倍 増プラン | 関連で、来年度以降に焦点にな るものとしては、公的年金を補完する 「iDeCo」が考えられる。就業機会確保の 努力義務が70歳まで伸びているのに対して、 現行制度では65歳以上は加入することがで きないため、加入年齢の引き上げについて、 厚生労働省「令和5年度主な税制改正要望 の概要 | 15頁でも示唆がされている。今回 のNISAにおける大掛かりな改正を考慮す ると、掛金の上限金額が引き上げられる可

能性にも期待したい。

32年ぶりに1ドル=150円台をつけたこ とが記憶に新しいが、様々な商品やサービ スの値上げに関するニュースが連日報じら れており、家計には暗いニュースが続いて いる。

今回のNISA制度の抜本的拡充・恒久化 をきっかけに、20年後に、「資産所得が倍 増した20年 | と報じられる日が来ることが 楽しみである。



海老沼 建 (えびぬま・たける)

野村資産承継研究所 副主任研究員

◆経歴 2014年4月に野村證券に入社。名古屋支店 営業部、ソリューション・アンド・サポ ート部を経て、2021年4月より野村資産承 継研究所勤務。

◆現職 株式会社野村資産承継研究所 副主任研 究員